

「公共交通でのおでかけ」を促す方策・工夫に係る調査 説明書

以下のとおり、「公共交通でのおでかけ」を促す方策・工夫に係る調査委託に係る企画提案書の提出を招請します。

応募される方は、下記事項に留意のうえ応募して下さい。

1. 業務名

「公共交通でのおでかけ」を促す方策・工夫に係る調査

2. 業務の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まってから3年近くが経過するが、地域公共交通の需要はコロナ前の水準には戻っておらず、仮にコロナ禍が完全に収束したとしても、従来の取組を続けるだけでは、失われた需要は完全には元に戻らないと推察される。

こうした状況により交通事業者の経営が一層厳しいものとなっていることに加え、国や地方公共団体の財政状況にも制約がある中、地域の足として必要な公共交通を確保・維持していくためには、地域として「乗って残していく」意識の醸成や具体的な取組が一層必要であり、そのための地域の工夫が求められている。

また、令和4年7月には「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」による提言がなされ、ローカル鉄道のあり方についても地域の関心が高まっているところであるが、ローカル鉄道についても、多くの人に乘ってもらう工夫が一層必要となる。

合わせて、同年8月には「アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会」による提言がなされ、今後の方向性として、官民や他分野等との「共創」が謳われているところであるが、公共交通の利用促進の取組については、多様な主体と連携して取り組める部分が多いと考えられ、今後の「共創」のあり方を探る1つのヒントにもなり得るものと考えられる。

本調査は、上記の観点から、地方公共団体・交通事業者が取り組む利用促進策について、事例収集・深掘りを行おうとするものである。

3. 業務の内容

(1) アンケートによる基礎データ収集・分析

東北運輸局管内の地方公共団体、交通事業者（乗合バス、タクシー、鉄道、旅客船）にアンケートを実施し、それぞれの地域で公共交通に乘ってもらうための利用促進策として行っている取組についての情報を収集する。

アンケート内容は、交通（移動）に関する課題やニーズ等の現状の把握方法、取組の種類、取組の対象モード及び利用者、連携主体、予算措置の有無（地方公共団体の場合）、地域公共交通計画における位置付け、実施効果等について調査し、全体としての傾向を整理・分析する。

(2) 優良な取組を実施する地方公共団体・交通事業者へのヒアリング

(1) のアンケート結果から、特に精力的な取組を行っている、大きな効果を上げている又は取組が長期的な利用者の維持に繋がっている地方公共団体・交通事業者を抽出した上でヒアリング（対面又はオンライン）を実施し、取組に当たっての工夫、苦勞した点、関係者の巻き込み方、他の地域で類似の取組を行う場合のアドバイス等について深掘りを行う。

上記のヒアリング対象の抽出に当たっては、交通モードや、地域住民向け／来訪者（観光客等）向けごとの取組について、それぞれ対象の偏りが出ないように配慮するとともに、特に異分野の主体等との連携により取り組んでいる事例について、広く対象とする。

ヒアリング対象として、東北運輸局管内以外の地方公共団体・交通事業者による優れた取組について行うことも可能とする（審査に当たっての加点要素とする。）。

(3) 有識者へのヒアリング

(2) と並行して、東北運輸局管内・外での優れた事例（ヒアリング対象候補）や、利用促進の取組に当たっての留意点・アドバイス等について、有識者（地域公共交通東北仕事を想定）にヒアリング（対面又はオンライン）を行い、地方公共団体・交通事業者へのヒアリングや取りまとめに当たっての参考にする。

(4) 報告書・事例集の作成

上記(1)～(3)を踏まえ、報告書として取りまとめるとともに、広く自治体・事業者における今後の取組の参考となるような事例・ヒント集を作成する。

(5) その他

事業を円滑かつ効率的に進めるため、国土交通省東北運輸局の監督職員と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度国土交通省東北運輸局の監督職員と十分に協議の上対応するものとする。

また、国土交通省東北運輸局の監督職員は、本業務の実施期間中、必要に応じて業務実施状況について報告を求めることができる。

(6) 履行期限

令和6年3月29日（金）

(7) 成果物の提出

実施した業務の内容について、評価・考察（成果のまとめ、課題、解決策、今後の展開等）を盛り込んだ業務報告書を以下のとおり作成すること。

- ① 調査報告書は、PowerPoint、Word 若しくは Excel 形式など東北運輸局において二次利用可能な形式にて、日本産業規格A4判（簡易製本、カラー）で3部とする。
- ② アンケートやヒアリングを踏まえ、自治体の計画策定に当たり参考となる事例を集約し事例集としてまとめ、留意点などを見やすく解りやすく盛り込んだ冊子を300部作成する。
- ③ 上記電子データ（CD又はDVD） 2枚

4. 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 業務内容に関する具体的な企画案（項目、方法等）
- (2) 業務実施体制、作業工程
- (3) 企画競争参加者の概要等
 - ・企画競争参加者の概要
 - ・担当者の氏名及び連絡先
- (4) 参考見積（概算・消費税含む）
- (5) 再委託に関すること
 - ・再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、再委託する業務範囲を記載すること。なお、契約後再委託を行う際には、予め東北運輸局の承諾を得る必要があるので留意すること。

※東北運輸局の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②をいう。

 - ①「業務の全部を一括」して又は「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）は、再委託を行うことはできない。
 - ②「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要する。
 - ③「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）は、再委託に際し、東北運輸局の承諾を要さない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- (6) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の複写（共同して提案を行う者についても提出のこと）

5. 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和5年9月11日（月）17時00分 必着
- (2) 提出方法、部数
 - 持参、郵送（書留郵便に限る。）の場合は5部提出
 - 電子メール提出にあつては、事前に担当に連絡のこと
- (3) 提出方法 持参、郵送（書留郵便）、電子メールの何れかによること
- (4) 提出先

東北運輸局交通政策部交通企画課（担当：林、菊地）

〒983-8537 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1

仙台第四合同庁舎 3階

電話：022-791-7507

E-mail：tht-touhoku6-koutsukikaku@gxb.mlit.go.jp

※企画提案書を提出する場合、事前に上記担当まで連絡すること。

6. 企画競争実施に際しての留意事項

- (1) 評価は、別紙1のとおり行います。

- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 本業務の参考規模は、550万円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）を上限とします。
- (4) 提出期限までに企画書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できません。
- (5) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めません。なお、採用後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則認めません。
- (6) 提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。
- (7) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画競争参加者の負担とします。
- (8) 採用した企画提案書は、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とします。
- (9) 採用しなかった企画提案書は、原則返却します。（なお、返却を希望しない企画競争参加者は、その旨、企画提案書を実施部局に提出する際に申し出てください。）
- (10) 適当な企画提案がない場合は、中止又はその他の方法によることがあります。
- (11) 採用した企画書を提出した企画競争参加者に対して、当該企画書を特定した旨書面で通知するとともに、企画書を特定しなかった企画競争参加者に対して、当該企画提案書を採用しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知します。
なお、本非採用通知は、別途行う契約手続きの執行を妨げるものではありません。
- (12) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、採用通知後速やかに公表し少なくとも契約締結日までの間は公表します。
 - ①採用した企画提案書を提出した企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ②企業毎、評価項目毎の評価得点及び合計点
- (13) 採用された場合には、業務担当職員と十分協議を行いながら事業を進めることとします。
- (14) 本契約により製作された制作物の著作権は東北運輸局に帰属することとします。
- (15) 企画提案が採用された者は、企画競争実施の結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではありません。

7. その他

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

企画提案者評価基準

提案者は、次に掲げる事項により評価、特定する。

1. 企画提案内容の評価項目と基準

- (1) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- (2) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、実現可能性を伴い優れていること。
- (3) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- (4) 業務遂行の確実性：実施体制等（人員と各自の資格、経験、手持ち業務量等を明記）、実施スケジュール等の業務環境が提案内容を確実に遂行できるものであること。

2. 企画提案者の「ワーク・ライフ・バランスを推進する企業」の評価項目関係

以下の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業をワーク・ライフ・バランスを推進する企業として評価加点対象とする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
- (3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者が100人以下のものに限る。）

3. 特定方法

- (1) 企画競争委員会の委員が、企画提案内容を評価するために、提案書ごとに、上記1.（1）から（4）の各評価項目について、評価基準に基づき1点から5点までの5段階評価を附す。
- (2) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業については、別表による加点を行い、これを企画提案者の合計点とする。
- (3) 各委員の採点の合計点が各評価項目における最高点の合計に委員数を乗じた値の60%以上で、かつ、上記（2）を加点した合計点が最も高い企画提案書を特定する。
- (4) 合計点の最も高い企画提案書が複数ある場合には、そのうちから委員長が特定する。

4. 契約方法

特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続きの完了まで、契約関係が生じないことに留意すること。

＜ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表＞

評価項目	認定等の区分 ※1		総合評価落札方式等 [単位：%] (総配点に占める割合)	
			評価の相対的な 重要度等に応じて配点	
ワーク・ライフ・ バランス等の推進 に関する指標	女性活躍推進法に 基づく認定（える ぼし認定企業・プ ラチナえるぼし認 定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	最大5%	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		えるぼし 2段階目 ※3		3
		えるぼし 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく 認定（くるみん認 定企業・トライく るみん認定・プラ チナくるみん認定 企業）	プラチナ くるみん ※5		5
		くるみん （令和4 年4月1 日以降の 基準） ※6		3
		くるみん （平成29 年4月1 日～令和 4年3月 31日ま での基 準） ※7		3
		トライ くるみん ※8		3
		くるみん （平成29 年3月31 日ま での 基 準） ※9		2
	若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）			

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。
- ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、※9の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定